

# 任意継続被保険者制度について

## 1) 被保険者期間について

任意継続の加入期間は、原則として2年間となります。ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、資格を喪失することとなります。

(1)保険料を納付期限までに納付しなかった 保険料は毎月10日(初めて納付すべき保険料については保険者が指定する日)までに納めることが定められており(法第164条第1項)納付されなかった場合はその翌日から資格を失います。

(2)就職により社会保険・共済組合等の被保険者となった (3)被保険者の方が亡くなった

(4)被保険者の方が後期高齢者医療制度(75歳)となった

(5)資格喪失の申し出をした ※資格喪失申出書の提出が必要です⇒翌月1日が喪失日

## 2) 令和6年度の保険料について (4月分から翌年3月分)

保険料額＝標準報酬月額×保険料率【99/1000 介護保険該当者は(40歳以上65歳未満)は16.84/1000】  
合計115.84/1000】となります。当組合の標準報酬月額の上限は300,000円です。

保険料額については、下記の理由により変更となる場合があります。

- (1)加入中に40歳になり介護保険被保険者に該当・65歳になり介護保険被保険者に該当しなくなった場合
- (2)健康保険料率・介護保険料率が変更された場合 (3)当組合の標準報酬月額が変更された場合

## 3) 納付方法について (加入時に選択された納付方法を満了まで適用しますがご希望があれば年度替わりに変更できます)

①毎月納付 ⇒ 健康保険証と一緒に納付書をお送りしますので振込みにてお支払ください。

②口座振替(金融機関引き落とし) ⇒ 健康保険証と一緒に口座振替依頼書をお送りします。開始までに2か月程度かかりますのでその間は納付書にてお支払ください。また、停止にも1か月程度かかりますので一時的な加入をお考えの方は毎月納付をおすすめします。

③前納支払 ⇒ 資格取得月の末日までに全額保険料を納めることで保険料の割引があります。(年4分の利率による複利原価法を適用)取得月は前納制度が適用されず通常金額での納付となります。前納ができる期間は半年(4月～9月分、10月～翌年3月)1年(4月～翌年3月)と決まっているため、取得日によっては振込みが間に合わず前納ができない場合があります。その場合、次回の前納時期からの適用となります。前納する場合の保険料の金額については健康保険組合までお問い合わせください。

### 例) 6月末日退職者が半年前納を選択した場合

- |                 |                  |                  |
|-----------------|------------------|------------------|
| ① 7月分(取得月は通常金額) | ② 8月～9月分(2か月分前納) | ③ 10月～3月(6か月分前納) |
|-----------------|------------------|------------------|

### 例) 6月末日退職者が1年前納を選択した場合

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| ① 7月分(取得月は通常金額) | ② 8月～翌年3月分(8か月分前納) |
|-----------------|--------------------|

※3月取得の方は4月より前納制度の対象となります。

## 4) 就職し被保険者資格を取得した場合について

- ・就職により、被保険者資格を取得した場合は、新しい保険の取得日と同日付で任意継続の資格は喪失となります。
- ・健康保険料が二重払いの場合、任意継続保険料を返金します。(同月の取得・喪失の場合は返金できません)

## 5) その他

- ・在職中と変わらず(保険給付について一部給付制限あり)、当組合が実施している事業の利用ができます。事業の詳細は三陽商会健康保険組合のホームページおよび機関紙をご覧ください。
- ・確定申告等で保険料納金証明書が必要な方はご連絡ください。ご依頼をいただきましたらお送りいたします。
- ・任意継続被保険者制度の窓口は健康保険組合となります。ご不明な点などお問い合わせは健康保険組合までご連絡ください。 TEL03-5363-5340 平日9:30～17:30